

住宅の応急修理

日常生活に必要な最小限の部分の修理

1. 制度内容

住宅の被害の程度	大規模半壊・中規模半壊・半壊	準半壊
費用の限度額	1世帯あたり 739,000 円 以内	1世帯あたり 358,000 円 以内

【目的】

災害により破損等した日常生活に必要な最低限の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたもの。

【対象者】

り災証明書にて住宅が「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」と認定され、自らの資力では応急修理をすることができない者

※「全壊」の場合は修理を行えない程度の被害を受けた住家であるが、修理することで住居とすることが可能な場合は要相談

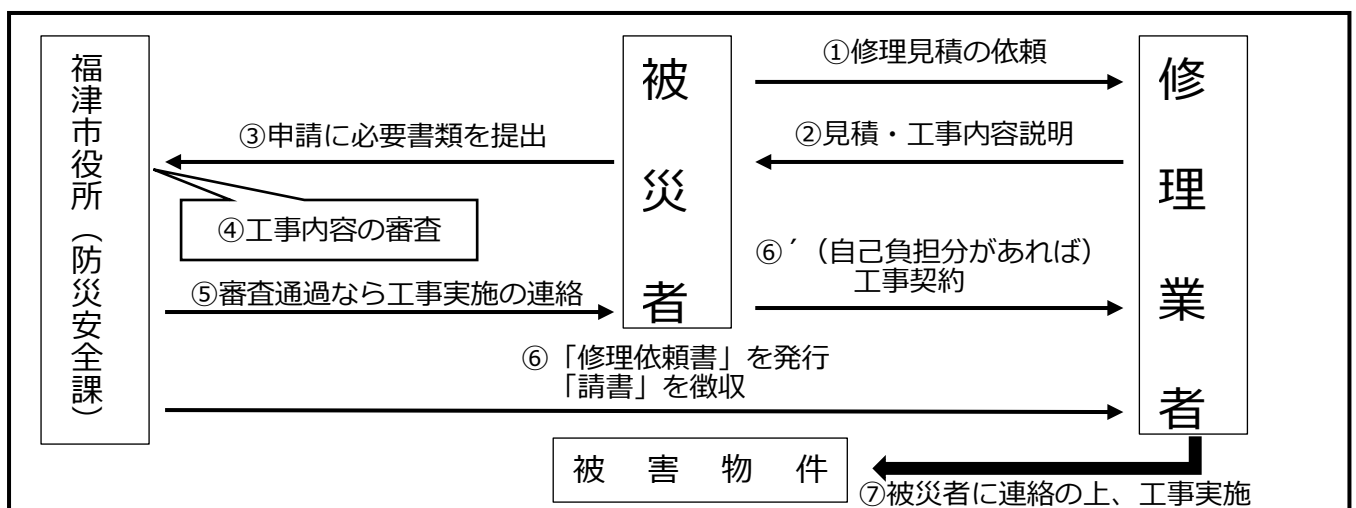
2. 必要書類及び手続きの流れ

必要書類	手続きの流れ（概略）
(1)住宅の応急修理申込書（様式 1）	<pre> graph LR A[申請] --> B[審査] B --> C[工事の依頼] C --> D[工事実施] D --> E[完了検査] E --> F[支払 ※2] </pre>
(2)被害状況に関する申出書（参考 1-1）	
(3)り災証明書（写しでも可）	
(4)資力に関する申出書(※1)（様式 2）	
(5)修理見積書（様式 3）	
(6)修理前の被害状況が分かる写真(様式 8)	

(※1)借家・賃貸住宅などの場合は所有者が修理を行うため対象となりません。所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となる場合がありますが、所有者に資力がないことの確認として、別途、所得証明書等の提出を求めることとなります。

(※2)応急修理対象分は、市から工事業業者へ直接支払います。

①手続き開始から工事開始までの流れについて



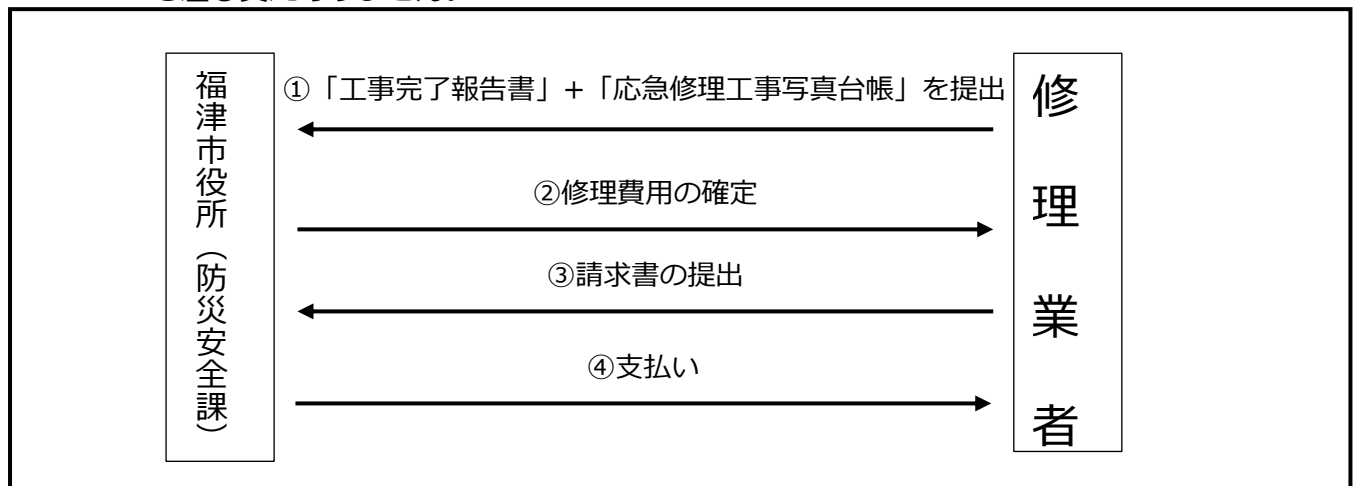
②工事実施から支払いまでの流れ

・市への提出書類

○工事完了報告書

○応急修理工事写真台帳（施工前・施工中・施工後の写真を添付）

※応急修理工事写真台帳については、様式は問わないため、通常しているものを用いて提出しても差し支えありません。



3. 注意事項（対象外の修理について）

※記載されているのは一例です。詳しくは「災害救助法に基づく応急修理に関する Q&A」をご参照ください

対象	対象外
建具の設備と同等品や後継製品	建具や設備のグレードアップ
1 階の階段が壊れて 2 階の居住スペースに行けない場合の階段修理	1 階の店舗や事務所、家電製品、室外機
畳交換及びその下床の修理 壁紙と壊れた内壁の補修 ふすま・障子の枠組み破損による修理	畳のみ交換 壁紙のみ交換 ふすま・障子の張替えのみ
浸水した床下断熱材	予防的な工事。単に古くなったものの交換
損傷したドア等開口部、上下水道の配管・配線、トイレ等の衛生設備	床下収納、階段下収納、書院、床の間など

応急修理期間における応急仮設住宅の使用

【目的】

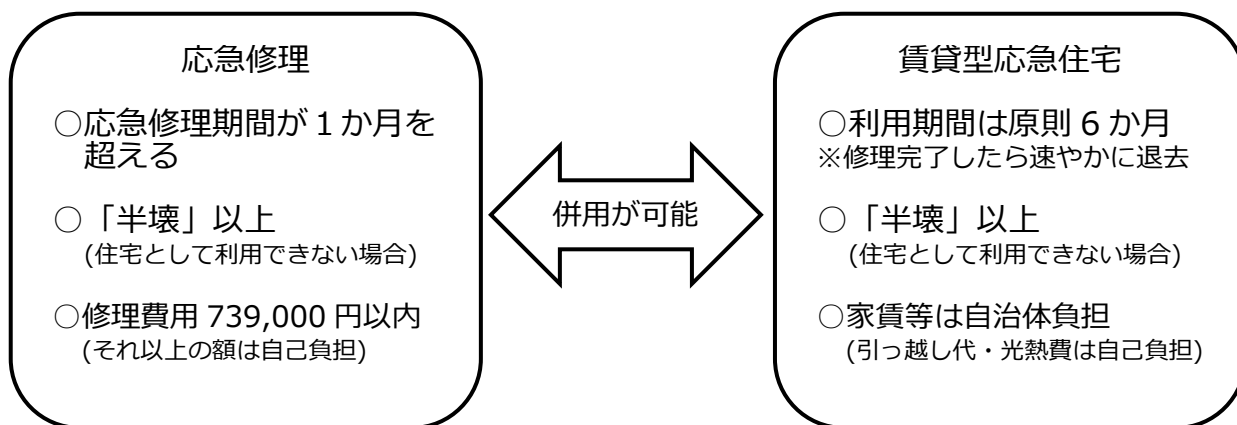
応急修理完了までの間、一時的な住まいとしての応急仮設住宅への入居を可能とし、被災者の自宅再建を支援するもの。

【対象者】

応急修理の期間が 1 か月を超えると見込まれる者であって、住宅が「半壊」以上に該当し、他の住まいの確保が困難な者。

【使用期間】

災害発生の日から原則 6 か月



※利用希望がある場合は防災安全課にご相談ください。

災害に便乗した悪質商法等に注意！

・焦らず、落ち着いて！

被災地では災害に便乗して悪質な施工業者による、高齢者を狙った杜撰な工事や高額な費用請求などが発生したとの報告があります。

こうした修理業者は被災者の心理に付け込んで、言葉巧みに勧誘し、その場で契約を迫ってきます。

まずは**修理を契約する前にお住いの自治体に相談してください。**

契約後、不安に思った場合やトラブルになった場合は、直ちに「消費生活相談窓口」や「国民生活センター」に相談ください。

消費者ホットライン（電話番号：188）

福津市消費生活相談窓口：本館 2 階 消費生活相談室 （電話番号：0940-43-8106）

相談日時 月・水・金 午前 9 時から午後 4 時

申請窓口・お問い合わせ

市防災安全課（本館 2 階）

電話番号：0940-43-8107